

平成30年1月15日

各 位

ニッケ商事株式会社
代表取締役社長 石井 徹男

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、平成28年9月に、西日本旅客鉄道株式会社において使用する制服の販売業者らに対して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、1月12日付で同委員会より下記のとおり排除措置命令を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社としましては、この度の命令を厳粛に受け止め、再びこのような事態を招くことのないよう、コンプライアンス体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、JR西日本向け制服にかかる違反行為を取りやめていることを確認するとともに、今後同制服においては、他の事業者と共同して受注予定者を決定せず自主的に受注活動を行うこと、並びにこれに基づき採った措置を西日本旅客鉄道株式会社およびジェイアール西日本商事株式会社に通知し、かつ自社従業員に周知徹底することを命じられました。

2. 当社の対応

当社は、公正取引委員会から立ち入り検査を受けた事実を重く受け止め、経営トップ以下、全社にわたり独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

このたびの命令を改めて厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みを一層強化し、親会社の日本毛織株式会社とともに、ニッケグループとして一日も早い信頼回復に努めてまいります。

以 上